

保育所・認定こども園で見られる感染症

(登園許可証明書・治癒報告書・登園届が必要な感染症)

子育て支援課 2025.3月

提出書類名 及び記入者	番号	病名	登園のめやす
登園許可証明書 (医師記入)	1	麻疹(はしか)	解熱後3日経過していること
	2	風しん(三日はしか)	発しんが消失していること
	3	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
	4	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	5	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
	6	咽頭結膜熱(プール熱) 病原体はアデノウィルス	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
	7	流行性角結膜炎(はやり目) 病原体はアデノウィルス	結膜炎の症状が消失していること
	8	百日咳	特有の咳が消失していること、又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治癒が終了していること
	9	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	医師により感染の恐れがないと認められていること
	10	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
	11	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること
治癒報告書 (保護者記入)	12	インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
	13	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日経過し、熱が下がり、咳や喉の痛みなどの症状が無くなり、24時間経過していること
登園届 (保護者記入)	14	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること、さらに24時間発熱がなく食事がとれる状態であること
	15	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳がおさまっていること
	16	手足口病	24時間発熱がないこと、さらに口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	17	伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態がよいこと
	18	感染症胃腸炎 (ロタウイルス感染症、ノロウイルス感染症)	嘔吐、下痢等の症状が治まり普段の便が確認されており、普段の食事がとれること
	19	ヘルパンギーナ	24時間発熱がないこと、さらに口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	20	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	21	带状疱疹しん	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
	22	突発性発しん	解熱し機嫌・全身状態共に良く、普段の食事がとれること
	23	※伝染性膿痂疹(とびひ)	皮膚が乾燥していること(但し、軽症であれば患部保護にて、登園 possible の判断は医師にゆだねる)

※厚生労働省のガイドラインでは登園許可証明書等を必要としていないが、氷見市では提出を必要とするもの